

習志野市教育委員会会議録
(令和5年第3回定例会)

- | | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|-----|
| 1 | 期 日 | 令和5年3月22日(水) | | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 | |
| | | 閉会時刻 | 午後2時55分 | |
| | | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 | 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | | 委 員 | 高 橋 | 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 | 祐 美 |
| | | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 | 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 | 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 | 修 |
| | | 学校教育部次長 | 蓮 | 一 臣 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 | 香 |
| | | 学校教育部副参事 | 相 澤 | 慶 一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 | 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 | 充 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 | 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 | 美奈子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 | 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 | 智 子 |
| | | 青少年センター所長 | 渡 邊 | 邦 彦 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 小 出 | 広 恵 |
| | | 学校教育部主幹 | 西 郡 | 隆 司 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 | 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 | 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 佐久間 | 心 之 |
| | | 生涯学習部主幹 | 勇 | 依 子 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 河 村 | 幸 枝 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和5年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について
- (2) 令和4年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (3) 令和4年度新体力テストの結果について
- (4) 習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しについて
- (5) 臨時代理の報告について
(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の管理主事(幼稚園に係る者)の任免について)
- (6) 臨時代理の報告について
(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)
- (7) 臨時代理の報告について
(習志野市立習志野高等学校の教頭の任免について)

第3 議決事項

- | | |
|--------|--|
| 議案第7号 | 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第8号 | 習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第9号 | 習志野市第2次学校施設再生計画の中間見直しについて |
| 議案第10号 | 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について |

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

報告事項(5)ないし(7)及び議案第10号を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(5)ないし(7)及び議案第10号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、報告事項(5)ないし(7)及び議案第10号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和5年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和5年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について (学校教育課)

河村学校教育課主任管理主事

報告事項(1)「令和5年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について」、説明する。令和5年度一般入学者選抜を令和5年2月21日及び22日の2日間で実施した。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1 一般入学者選抜」の志願確定倍率については、定員・予定人員が普通科240名、商業科80名の合計320名であった。県全体の平均志願確定倍率は、1.12倍であり、それに対して、習志野高等学校の志願確定倍率は、普通科1.10倍、商業科1.25倍である。全体の倍率と比較して、普通科は、0.02ポイント下回っており、商業科は、0.13ポイント上回っている。次に、「2 志願確定倍率推移」については、令和2年度に実施した入試が二度の検査を行う前後期制から、一度の検査のみで行う一般入学者選抜となり本年度は3年目となる。入試が1回になったことにより、受検生が出願を慎重に行うようになっている。また、国の就学支援金制度が拡充され、私立高校授業料も実質無償化が始まったことにより、私立高校を第一希望にする志願者が増加しており、公立高校離れの傾向が続いている。最後に、「3 市内生の状況」については、市内生の受検者数は、昨年度と比べ、普通科では1名減少、商業科でも2名減少した。それに対し合格者数は、普通科で4名増加、商業科で2名減少となっている。さらに、本年度の入試で普通科で合格した市内生の割合は、23.8%となり、前年度より1.7ポイント上昇している。今年度も、習志野高校を多くの中学生に志願してもらえよう、管理職による学校訪問や進学フェアでの学校説明、受検生及び保護者を対象とした学校見学ツアーを行い、情報発信をしてきた。今後は、市内生の進路状況等を調査するとともに、引き続き、習志野高校の魅力を発信していく取組を充実させ魅力ある学校づくりに向けて習志野高校と連携していく、と概要を説明

小熊教育長

今回の入試において、県教育委員会からも発表があったように、入試の一斉点検を習志野市主体として取り組む中で、採点ミスが13件起こったことについて、生徒の人生を左右する大きな問題であると認識し、心からお詫び申し上げたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和4年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

本間指導課長

報告事項(2)「令和4年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

概要版資料1ページ目を御覧いただきたい。「1. 本市のいじめの状況と分析等」の「(1)いじめの内容」について説明する。3学期の全体の認知件数は、2学期より393件減少した。「いじめの

態様」としては、依然として「からかい等」が1番多い結果となっている。年間を通していじめの認知件数は減少している。様々な教育効果により、互いの気持ちを考えることができるようになっていくのではないかと考えられる。「(2)相談について」は、いじめがあると回答した児童生徒の中で、アンケートの実施時点では、小学生は70%、中学生は64%が相談をしている。小・中学生共に、昨年度の同時期と比較すると、相談した生徒の割合は増えている。アンケート後に各校においては、個別の教育相談期間を設定し、全児童生徒と相談を行っている。また、アンケート結果には反映されていないが、匿名メール相談WEBアプリでは、友達との関係性や人間関係のトラブルにつながる可能性のあるメールも届いており、相談窓口を広げている。資料右側のページで、いじめが認知された児童生徒の中で「相談していない理由」としては、小・中学生共に、「自力解決可」という理由が多くあがっている。小学生でも一つ多いのが「誰に相談するかわからない」であるが、「誰に相談するかわからない」という低学年の児童の数が2学期の57人から19人に減少した。引き続き小学校低学年や中学1年生に対しては、休み時間や給食時間等にスクールカウンセラーや教育相談員が学級を訪問するなど、顔を合わせ、その存在を周知することが必要であると考えている。3学期には、個別の教育相談の中で教育委員会が作成した相談窓口のリーフレットも配付している。「(3)いじめの解消状況」については、令和4年11月末時点でいじめが未解消のものうち、今学期の調査時点で解消している件数は小学校で231件、中学校では9件であり、小学校が93%解消、中学校では82%解消となっている。アンケートの実施時点で「未解消」と回答した児童生徒に対しては、できる限り早いうちに本人から聞き取りを行い、教育相談と支援を継続して行うとともに、解消に向けた事実確認と加害側への指導、事後の見守りを行っている。

概要版資料2ページ目を御覧いただきたい。今回のアンケート結果からみた課題と今後の方向性については、1・2学期実施時に課題としてきた2点について、現状と課題をまとめている。表の一番上の段「【課題】」欄の矢印の部分は、目指すゴールを示している。ここにあげた課題を踏まえ、教育委員会と学校に分けて、取り組む内容を資料下段にまとめている。資料下段の「【教育委員会】」の取り組みを御覧いただきたい。1点目は学校に対して教育相談の確実な実施を促すことである。学校教育指導行政年間計画に各校の教育相談週間を掲載し、確実に実施することを促していく。併せて、個別の教育相談時に教育相談リーフレットを配付し、具体的な窓口を知らせることで、安心して相談できる場面を設けていく。2点目は、いじめを重篤化させないための学校での対応について、研修を行うことである。4月の生徒指導主任会議、中学校区による弁護士による研修、8月の校長研修を計画している。有識者や弁護士による研修を行い、重篤化させないための組織的な初期対応、保護者対応などを教職員へ周知する。3点目は、習志野市いじめ防止基本方針の内容の検討についてである。いじめ未然防止、早期発見が推進できるよう見直しを図る。組織的な初期対応、警察との連携、重大事態調査結果の公表などの視点から、基本方針に必要な項目を検討していく。次に、「【学校】」の取り組みを御覧いただきたい。1点目は、「困った、助けて」といえる環境づくりの継続である。脱いじめ傍観者教育、匿名メール相談WEBアプリの活用を継続することと、相談窓口を教職員以外にも広げていけるよう工夫することである。2点目は、児童生徒を主体とした啓発活動のほか、いじめ防止教育や人権教育等を教育計画に位置付けることである。先程説明した、法務相談体制づくりの一つとして、小学校3校を抽出して、児童向けの授業も行っていく。3点目は、いじめ問題に対する研修を受けた管理職、生徒指導主任が中心となり、いじめ未然防止、早期発見の対応を学校内で周知し、教職員全体への共有を図ることである。

いじめ防止において重要なことは、早期に認知し解消することである。「見逃しゼロ」を目指すとともに、「差別や不公平を生まない」授業づくりを推進することで、いじめをしない児童生徒を育てていきたいと考えている、と概要を説明

高橋委員

習志野市においても、いじめの問題については改善が進んでいる様子が見られ、とても良いと思う。どこに相談していいかわからないという児童生徒が必ずいるわけだが、このアンケートの中で匿名メール相談WEBアプリについて知っているかを問う質問項目はあるのか教えていただきたい、と質問

本間指導課長

御指摘のあった項目については設けていないが、次年度のアンケート内容の見直しを図っているところであるため、そういった質問項目を取り入れていきたい、と回答

高橋委員

アンケートで実態を掴むだけでなく、問題を解決することが一番大事であると思う。相談する相手がわからないという回答をした場合に、そこから匿名メール相談WEBアプリについて知っているかどうかの質問につながるようなアンケートの作りをするなど、ぜひ御検討いただきたい、と要望

馬場委員

相談したかどうかについて、相談率が上がっているという点はとても良いと思うので、引き続き学校と教育委員会両者が努力を重ねていただきたい。ただし、「いじめの態様」を見てみると、「物盗り」や「金銭の要求」が少なからずあるという点が気になる。物を盗ったり、金銭の要求をしたりというのは、犯罪行為と言っても過言ではないと思う。そもそもいじめ以前に、そういった行為は社会的にもしてはいけないということを、教育的観点から児童生徒に対して教えていくべきだと感じたため、その辺りを今後の対応として盛り込んでいただきたい、と要望

本間指導課長

私が子どもの頃は、家庭でそういったことを当たり前の事ように教えられていたように思う。しかし、世の中が多様化していることなどから、子ども達が具体的な言葉で教えてもらっていない、と感じる場面もある。例えば、悪口を言うてはいけない、いじめはしてはいけないと教えるだけでなく、人を叩くこともそれに繋がるのだ、というように具体的な場面を教えるという機会が少なくなっているのかもしれないと感じる。今後は、先程説明した法務相談体制の中で子ども達に向けた授業を行っていきたいと考えている。また、図書室には、話題になった子ども六法などもあることから、これらを用いながら、「社会のルールとして許されないことなのだ」ということを知らせ、働きかけていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

いじめを受けた側だけでなく、いじめをしてしまった側のその後のケアについて、どのような取り組みで進んでいるのか、補足して説明していただきたい、と質問

本間指導課長

最初にスクールカウンセラー等に学校職員ではどこに繋ぐかということを学校の中で相談していただく。ケアをしていくときの窓口として、担任以外なら、管理職や養護の先生、学年の他の先生など様々なケースがあることから、組織として窓口をきちんと作っていきたいと考えている。さらには、市の教育相談員や県から配置されているスクールカウンセラーもいることから、いじめた側や被害を受けた側いずれも相談ができる窓口を作り、ケアしていけるよう学校と相談をしながら進めているところである、と回答

小熊教育長

以前にも委員から、いじめをしてしまった側に対するケアの御指摘があったが、具体的にはどのようなケアを行っているのか、補足して説明していただきたい、と質問

本間指導課長

いじめをしてしまった側のケアについては、学年や発達段階に応じて様々なアプローチの仕方があるが、ある学校では、いじめをしてしまった側を教室以外の場所で学習させて、その中で自分のしてしまったことがどういうことなのか、相手がどのような気持ちになるのかということについて深く考えさせ、様子によっては同じ教室に戻していくという指導をしたケースがある。また、中学校については、いじめをしてしまった側にやはり何らか抱えている課題がある可能性もあることから家庭へのアプローチを、また、特別な支援を要する可能性のある場合には個別の支援計画の見直し等のアプローチを行いながら、いじめをしてしまった側もきちんと自分のやったことを見直し、友達と一緒に活動をしていけるよう指導しているところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和4年度新体力テストの結果について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(3)「令和4年度新体力テストの結果について」、説明する。

概要版資料1ページ目を御覧いただきたい。運動能力証とは、小学校5年生・6年生と全中学生を対象に、新体力テストにおける各年齢の総合評価で、A判定児童生徒に対して県教育委員会より交付されるものである。「1 結果について」の「(1)運動能力証交付者率の推移」については、運動能力証交付者率の5年間の推移を示している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。千葉県運動能力証交付率は今年度、小学校男女、中学校の男女の全てで県の値を上回る結果となった。中学校男子においては、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の交付率を上回り、上昇傾向にある。「(2)新体力テスト結果」については、スポーツ庁が全国の小学校5年生及び中学校2年生を対象に、毎年調査をしているものをもとに今年度の全国、県と比較したものである。他学年の資料についての詳しい結果は、【資料1】から【資料3】を御確認いただきたい。

資料の「別紙」2ページ目の「新体力テスト8種目の結果と考察」を御覧いただきたい。小学校、中学校共に、概ね全国・県平均値を上回っている。なお、小学校では50m走、ソフトボール投げなどの走力や投力、中学校では、握力が平均値を下回っている。昨年度の反省の中で、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が大きく変化し、活動の制限やスクリーンタイムの増加などにより、運動機会や運動時間の減少によって体力が低下していることがあげられていたため、今年度においては、運動機会の確保に重点を置いた。その結果、小学校では、体育授業における体力や技能の向上のために児童生徒が黙々と活動する「本気時間」の活用や、休み時間での働きかけ、中学校では、体育授業だけでなく制限がある中でも工夫をして部活動を実施していることが成果となって表れていると捉えている。また、市全体の取り組みとして、県教育委員会が推奨している「遊・友スポーツランキングちば」に全小・中学校で取り組み、中期において谷津南小学校が「みんなで二重跳び部門」、秋津小学校が「みんなで短縄跳び部門」で千葉県1位になった。次年度に向けては、運動そのものの質的な向上と意欲の向上を図っていくことが必要であると考えている。

概要版資料1ページ目に戻り、「3 今後の方向性」を御覧いただきたい。学校に対しては、次年

度の重点として4点に取り組むよう指導していく。1点目は、小学校では走力、中学校では握力を体力向上の重点項目とすること、2点目は、教職員の共通理解を図り、課題を明らかにし長期的かつ継続的に体力を高める取組を行うこと、3点目は、目標設定・達成に向けた個々の評価基準の提示と、児童生徒が主体的に様々な運動に取り組む工夫を行うこと、4点目は、授業における「本気時間」の活用、「遊・友スポーツランキングちば」への継続的な取組を重点とした運動の機会をつくることである。また、教育委員会においても、この結果を踏まえ、3点の改善を図っていく。1点目は、4月の教科会議において、体育主任に対して市の実態と体力向上に向けた取組について周知を図り、教員の指導力向上のための評価基準や分析シート等の資料を配付し体力向上策を示す、2点目は、学校訪問や要請訪問時の指導をとおして、各校の児童生徒の実態に即した体力向上に向けた具体策を示し、情報の共有を図る、3点目は、「遊・友スポーツランキングちば」に関しては、他校の様子やランキングについて年間をとおして全校に周知し、士気を高めるとともに市全体の体力向上に向けた取組を整備することである。

これらについては、過日実施のあった校長会議においても周知している。新年度の予定については、各校体育主任に対しては4月の教科会議において、また、校長会議においても改めて周知を図ることで学校の教育活動全体をとおした本市の児童生徒の体力向上に努めていく、と概要を説明

高橋委員

概要版資料に記載の全国や県との比較において、A判定が多くその良さははっきりとわかるが、一方で、【資料1】等の具体的な数字を見ると、D判定やE判定の児童生徒はむしろ多く、非常に格差があるように感じる。A判定だけでなくD判定やE判定が多い点については、どのように考えているのか教えていただきたい、と質問

本間指導課長

やはりD判定の児童生徒については、苦手意識があつてなかなか運動を積極的に行うことに体が向かず、運動機会を随分と避けてしまっているという印象がある。これが格差の要因となつてしまっていると考えている。まずは、体育の授業の充実が重要であると捉えている、と回答

高橋委員

今後の方向性としていろいろ考えていただいていると思うが、やはり心配なのは、運動ができる子は増々できるようになるが、できない子が置いていかれる状況だと感じる。健康教育は私の専門であるが、一般的に、健康情報を流すと元々健康な人はさらに健康になって、不健康な人はそもそもあまりそういった情報にアクセスしないがために、底上げをしようとしても、返って格差を広げてしまうことになる、と最近言われている。生涯をとおして運動に親しむことが大事だとすると、判定が下の方の子が多い分布になっているというのは、いかがなものかと感じる。運動ができる子がさらにできるようになることも大事だが、運動が得意でない子にもっと目配りをして、とりこぼさないような対策を検討していただきたい、と要望

馬場委員

私自身を振り返ると、本当に体育が嫌いで、跳び箱やマット運動がとても苦手で遠ざけていた記憶がある。「嫌い」と思ってしまうと、それだけで運動が苦手になりとても悪循環だったことを思うと、「嫌い」だと思わないような工夫が必要だと思う。例えば、体育の授業だけではなく、業間休みや学活などで、運動の機会を設けるといったことも検討してはいかがか。学校訪問で体育の授業を見ていると、随分工夫されていると感じることは多いので、引き続き苦手だという子に対してのフォローや工夫をさらに進めていただきたいがいかがか、と質問

本間指導課長

苦手だと感じている子ども達には、いきなり国や県の平均値を示すのではなく、去年の自分よりも一つでもポイントを伸ばしていこう、というような働きかけも必要であると考えている。目標値について改めて検討し、児童生徒に伝えていきたいと考える、と回答

古本委員

判定に格差が生じている要因として、成長のスピードも関係していると思う。特に低学年であればあるほど、4月に生まれた子と、その約一年後の3月に生まれた子では、体力に雲泥の差が出てしまう。例えば、プロスポーツ選手にしても、4月など早く生まれた人達の方がやはり多い。最初の時点で成功経験を持つことによって、運動の継続が可能となると思うので、早生まれで成長曲線の中でまだ伸びきってない子達が劣等感を持たないように、運動を楽しんだり、去年の自分よりも伸びているという喜びや成功体験を与えられるような指導を考えていただければ成果が上がると思うので、ぜひ検討していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しについて (社会教育課)

越川社会教育課長

報告事項(4)「習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しについて」、説明する。習志野市子どもの読書活動推進計画については、計画期間を2019年度(平成31年度)から2025年度(令和7年度)までの7か年とし、基本目標として掲げる「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」のもと、子どもの発達段階に応じた取り組み等、関係する各所属において77事業を実施している。今年度、計画策定から4年が経過する中、計画期間の中間点を迎えることから、進捗状況等を踏まえ、取組内容の見直しを行ったため、計画の進捗状況、昨年9月に実施したアンケートの実施結果概要、課題に対する今後の取組内容について報告させていただく。

スライド資料3ページ目を御覧いただきたい。まず、計画においては、令和7年度における目標指標として、資料に記載の①から⑥の6つの指標を定めている。指標①から③は小学6年生と中学3年生向けの指標であり、基本的には、全国学力学習状況調査の項目にある、読書関係の項目3つにより、達成状況を把握している。また、指標④から⑥は未就学児向けの指標であり、4歳児の保護者アンケートにより、達成状況を把握している。

スライド資料4ページ目を御覧いただきたい。指標①から③の表中、網掛けをした行が本市の結果であり、その下に千葉県と国の結果をそれぞれ並べている。なお、指標③の設問については、令和4年度には、全国学力学習状況調査に当該設問が設定されていないため、市のアンケート調査により値を把握している。また、表の一番下の列に、アンケート結果から把握した市立高校2年生の値を記載しているが、本計画には、高校生については目標値を定めていない。指標①読書が好きなお子どもの割合と、指標②月曜日から金曜日の1日あたりの読書時間が30分以上のお子どもの割合については、概ね、国・県よりも市が高い値となっている。しかしながら、計画策定時の基準値と現段階を比較すると横ばい又は下落している。指標③学校図書室や地域の図書館を月に1回以上利用するお子どもの割合については、令和元年度までは国・県よりも市が低い値であったが、令和4年度には市が大きく増加している。各学校での取り組みの他、令和2年度にプラッツ習志野中央図書館が開館し、こどもとティーンズのフロアが開設されたことなどの影響が推察され

る。

スライド資料5ページ目を御覧いただきたい。指標④から⑥は、4歳児の保護者を対象としたアンケート結果により把握したものである。いずれにおいても、計画策定時の基準である平成30年度の値よりも、現段階では下がっている状況となっている。

スライド資料6ページ目を御覧いただきたい。次に、計画に掲げた各事業の進捗状況等については、毎年度、計画に掲げた全77事業について、各所属にて実施状況の自己評価を行っている。令和3年度の各事業の評価結果は表のとおりで、詳細は参考資料1に記載のとおりである。新型コロナウイルス感染症の影響で、対面式講座やイベントの中止等当初の計画のように事業が進んでいないものもあり、特に、市立図書館と学校の連携等を、課題として捉えている。

スライド資料7ページ目を御覧いただきたい。昨年9月に実施したアンケート調査の結果についてである。アンケートの対象と媒体について、全市立小学校6年生と中学校3年生は、一人一台のタブレットが貸与されていることから、ちば電子申請サービスのアンケート機能を利用して、また、全市立幼稚園・保育園・こども園4歳児の保護者と習志野高校2年生には紙ベースのアンケートを実施した。対象者数と回答者数、回答率は表に記載のとおりであり、いずれの対象についても、回答率は7割以上となっている。設問項目の概要は資料に記載のとおりである。

スライド資料8ページ目を御覧いただきたい。アンケートの結果を、児童生徒、4歳児の保護者の順に抜粋して説明する。問2は昼休みや放課後に学校の図書室に行く頻度についての設問で、小学校6年生では15%の人が週に1回以上学校の図書室に行っているが、中学校3年生ではその値は5%程度に下がり、高校2年生では、1%を切る値となっている。

スライド資料9ページ目を御覧いただきたい。問4の地域の図書館に行く頻度の設問についても、問2同様、学年が上がるにつれて値が低下する傾向があり、特に、小学校6年生は学校の図書室よりも、頻度が低くなっている。

スライド資料10ページ目を御覧いただきたい。問8の本の入手についての設問では、グラフでは、濃い青が小学校6年生、真ん中が中学校3年生、一番薄い青が高校2年生を示している。赤枠で囲んでいる「学校の図書室で本を借りる」人の割合について、小学校6年生では一定割合存在するが、中学校3年生では大きく減っている。

スライド資料11ページ目を御覧いただきたい。アンケート結果の集計にあたっては、クロス集計も行っており、ここに例として、「問1 読書は好きか」と「問2 学校図書室の利用頻度」のクロス集計結果を示している。読書が好きな人ほど学校図書室に行く頻度が多い傾向があることがわかるが、図書室を利用しない児童の中には、読書が好きな児童「層①」と、読書が好きでない児童「層②」があり、「層②」をいかに図書室に誘導していくかが重要であると考えている。

スライド資料12ページ目を御覧いただきたい。このアンケートでは、こうなればもっと学校の図書室に行く、地域の図書館に行く、もっと読書するといった児童生徒の自由記載の項目を設けている。蔵書関係の要望が最も多くあったが、運営面等に関する主な意見としては記載のとおりである。

スライド資料13ページ目を御覧いただきたい。4歳児の保護者へのアンケート結果について説明する。「問3 読み聞かせをしない理由」、これは、問2で読み聞かせを全くしないと答えた保護者32人に限定した質問であるが、回答者28人のうち18人が、読み聞かせをしたいが時間がないと答えている。「問4 読み聞かせに使う本の入手方法」については、複数回答になっており、54.2%の人が本屋やインターネットで購入しているが、それに近い割合である43.6%の人が市立図書館から借りていることがわかる。「問6 市立図書館で借りない理由」については、問5の市立図書館で子どもの本を全く借りないと回答した人に限定した質問である。「借りたいが時間がない」が37.9%、「借りたいが近くにない」が16%で、市立図書館で借りない人の50%以上が本当は借りたいと思っていることがわかった。

スライド資料14ページ目を御覧いただきたい。「問7 子どもの読書活動推進のため、今後充

実してもらいたいこと」については、自由記載を設けており、こちらの回答の主なものは記載のとおりである。

計画の進捗状況やアンケート結果を踏まえ、庁内各関係部署において今後の取組内容について検討を行い、また、社会教育委員会議においても意見をいただいた上で改めて、調整・協議の上、今後の取組内容を取りまとめた。参考資料2に各所属の今後の取組を一覧化しているが、その中から主な取組を抜粋して説明する。

スライド資料15ページ目を御覧いただきたい。児童生徒対象としては、読書の面白さやおすすめの本、各種イベントの情報などの情報発信や図書室・図書館を身近に、かつ魅力的に感じてもらうための取組により、学校図書室や市立図書館の利用頻度を上げることを課題として捉えており、それに対し3点の取組を抜粋して記載している。1点目は、情報発信の強化として、児童生徒に一人一台タブレット端末が貸与されていることを活用し、図書館報「ティーンズレター」や図書館職員が小中学生に薦める本を掲載したブックリスト「よんでみて!」、新着本の情報、図書館での子ども向けイベントの情報などをタブレット端末に直接配信することを考えている。特に、小学生においては、学校図書館の利用率に比べると市立図書館の利用率が低い傾向があることから、タブレット端末へのこうした直接配信が市立図書館に来てもらうための一つのきっかけとなれどと考えている。2点目は、学校司書を活用した学校図書館の魅力化として、一部の学校では既に学校司書が授業に積極的に参加し、ブックトークや資料探しの補助などを行っているが、これらの取組を全市に広げていくためには、各学校間の情報共有が重要と考えている。学校司書、図書担当の先生、教育委員会の指導課で構成する学校図書主任会議などの機会を活用して、積極的な情報共有を図っていこうとするものである。3点目は、学校と市立図書館の連携について、新たに、図書館休館日に中央図書館を開放し、図書館を会場として授業を行ってもらうといった取組を開始した。アンケート結果においては、図書館の使い方がわかりにくいといった声も一定数見られたことから、このような取組の中で、児童生徒に図書館の利用方法を紹介し、読書活動や調べ学習に役立ててもらいたいと考えている。また、一部の学校と図書館では、学校図書主任の先生、学校司書、図書館職員による、担当者レベルの情報交換が行われており、学校からの要望伝達や、図書館からのお知らせの場として活用されている。他の学校でも、今後、同様の情報交換に取り組むことで、新たな連携事業につなげたり、あるいは、団体貸出や朝読セットの貸出などの既存の仕組みが十分活用されるよう、これらの浸透を図っていきたいと考えている。

スライド資料16ページ目を御覧いただきたい。未就学児対象としては、図書館に行きたくても行けない保護者への対応、図書館や幼稚園・保育園・こども園から保護者に効果的な情報発信をすることを、特に課題として捉えており、それに対する取組内容として、3点抜粋して記載している。1点目は、「コドモン」というシステムを使った保護者への情報発信である。「コドモン」とは、幼稚園・保育園・こども園が導入しているシステムで保護者から施設への欠席連絡等に用いられる他、施設からも各種連絡事項を保護者に発信する機能がある。この機能を利用して、施設で読み聞かせをした絵本のタイトルやおすすめしたい本、年齢に即した絵本などの情報を保護者に随時配信し、家読や図書館利用に繋げていこうとするものである。2点目は、市立図書館の事業の積極的な案内についてで、図書館に行きたくても行けない方への対応として、今年度から図書館の予約本を市役所社会教育課の窓口で受け取れるサービスを開始しているが、図書館まで比較的遠い鷺沼・津田沼地区の保護者にとっては、より需要のあるサービスであると考えているので、鷺沼のこどもセンターにおいても積極的にPRし、親子がより多くの絵本に親しめるきっかけを作ろうとするものである。また、読み聞かせ講座については、広報誌等でも周知を図ってきたところであるが、子育て中であるこどもセンターの利用者にピンポイントで積極的に案内していこうとするものである。3点目は、絵本等の拡充についてである。現状、こどもセンターやきらっころムやつは本市の子育て支援施設であるが、十分な量の本がなく、施設単位の予算においては、多くの本を購入することもすぐには難しいという状況があるため、市立図書館の既存事業である団体貸出

の積極的な利用や、寄贈図書や除籍資料の提供を受けることで、絵本の量を確保し、あわせて、各種ブックリストの配布なども通じて、親子がより多くの絵本に親しむ機会に繋げようとするものである。なお、いずれの取り組みについても、各所属間の連携が非常に重要であると考えており、情報を共有しながら、また必要に応じて適宜、より効果的な方法を模索しながら取り組みを進めていきたいと考えている。

スライド資料17ページ目を御覧いただきたい。その他の計画の変更箇所として、2点説明する。1点目の「事業番号54 小中学校への図書館検索システム設置の検討」については、計画策定時に学校図書館で市立図書館の蔵書を検索できるような検索システムの設置を意図していたが、一人一台タブレット端末の貸与に伴い、タブレット端末から市立図書館のホームページに直接アクセスできるようになったことから、当該項目は今回の見直しにおいて削除したいと考えている。また、2点目の「事業番号62 電子図書館の導入の検討」については、令和4年5月から導入済みであるため、今後は「電子図書館の利用の促進」に変更したいと考えている、と概要を説明

古本委員

読書率を上げようと努力した姿がわかり非常に良いと思った。以前、学童の担当をしている方と話す機会があり、子ども達の読書の様子について聞いてみたところ、皆本をたくさん読んでいるとのことであった。学童は図書館でも学校の図書室でもない所だが、学童にある本は、今回のアンケート結果にカウントされているのか教えていただきたい、と質問

越川社会教育課長

読書時間にはおそらく含まれていると思うが、その本の利用についてはカウントされていない、と回答

古本委員

子ども達はとても忙しいと思う。学童や放課後子供教室も含めて利用率が非常に高い状況だと思うが、現在、そういった時間を活用して図書館を利用できるような仕組みになっているのか教えていただきたい、と質問

越川社会教育課長

学童の時間と学校の図書室の利用については、現在のところ時間的に難しいため実施していないが、移動図書館のきぼう号が各小学校で午後2時半頃から午後3時半頃の間で回っているという状況であることから、こちらを利用していただく方法がある。各放課後子供教室または児童会の事業者でも本を用意して、本を読んでもらっているところである。そういった点も含めて司書の先生や図書担当の先生と相談しながら、より良い形での利用について検討していきたいと考えている、と回答

古本委員

移動図書館の話があったが、塾やスポーツ教室などの習い事がある子ども達からすると、その合間に移動図書館に行くのはなかなか厳しいと思う。そのような中で、図書館の利用率を上げて、本を楽しんでもらおうとするのであれば、例えば、子ども向けの本を何冊かセットにして、ひと月くらいのスパンで放課後子供教室や学童に貸し出して回していくなどの工夫をすれば、利用率向上に寄与するのではないかと思いますので、ぜひそういったことも考えていただきたい、と要望

馬場委員

古本委員の御意見に同感で、子ども達はとても忙しいので、本を読むことに時間を割くのは昔に比べてなかなか難しいと思う。そうは言っても、学校の図書室の利用率の低さについては、本当に残念である。ある自治体の話で、学校の図書室が少し暗く、環境的に子ども達が図書室に行きにくい環境であったことから、靴を脱いで寝そべりながら本を読めるようにフロアを整備したり、窓を広くして室内を明るくしたりするなど、ハード面を工夫したことによって図書室の利用率が上がったという例を聞いたことがある。それには予算も時間もかかるが、ハード面のアプローチを少し検討していただくと良いと思う。図書館に関しては、中央図書館とその他の図書館との差として、蔵書数や施設の格差がどうしても否めない部分があるように感じる。中央図書館に行ってみると、とても広くて明るく、机もたくさん配置されており、勉強したり読書したりしている人達が多い状況が見られるが、他の図書館に関しては、先程の図書室のハード面の話に通ずるが、照明が暗かったり、蔵書数が少なかったり、狭かったりなど、なかなか改善が難しいところではあるかもしれないが、やはり図書館に足を延ばしにくいという面も多少あると思う。長い目で見て、環境面の改善を検討していただく余地があると思うがいかがか、と質問

本間指導課長

学校図書館については、次年度の特徴ある学校づくりの予算の中で、市立図書館との連携や学校の図書室の本をどのようにすれば子ども達が積極的に借りるようになるのか、また、環境づくりのための研究として2校程指定している。その研究の中で、放課後子供教室との連携も含まれるため、その内容を各学校に発信していくことができれば、より良い取り組みに発展させることができると考えている。ある学校では、校長先生が集会等で話をする際に本の読み聞かせをして、それを聞いて本を読んでみたいという子達が、帰りに図書室に寄って借りていくという試みをしている学校もある。やはり、大人が読んでいる姿を見せ、本の魅力を伝えていくことで、貸し出し数や読書に親しむ機会を増やしていくことが重要であると考えている。併せて、ハード面の改善についても研究を進めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

やはり、読書は子ども達の心を豊かにすると思う。先程の放課後子供教室の話でも、本があれば子ども達は読むと思う。また、私が小学校の頃は読書マラソンという取り組みがあって、1冊読むとシールがもらえるので、それをクラスの子と競い合うように本を読み進めていた記憶がある。ハード面だけでなく、子ども達の意欲をくすぐるような工夫もしていただけると読書率が上がると思うのでぜひ御検討いただきたい、と発言

小熊教育長

ハード面について、以前は学校の中でも図書室が遠いところにあったことから、特に新しく建て替えた学校では、なるべく使いやすいよう工夫して取り組んでいると思うが、その点について補足して説明していただきたい、と質問

中野教育総務課長

一番新しい谷津小学校については、入って正面に大きな図書室と中庭等があり、図書室に入りやすく行ってみたいと思えるような明るいしつらえになっている。また、現在建て替えを行っている大久保小学校や第二中学校についても、図書室に入りやすく、蔵書数に関しても基準値以上となるよう整備を進めている。まずは、図書室に行きたいと思えるようなハード面の工夫を今後も検討していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

図書館の活用、特に学校教育における図書室の活用が非常に重要となってくるため、次年度の大きなテーマとして取り組んでいきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

議案第7号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第7号「習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

資料2ページ目及び3ページ目を御覧いただきたい。第26条の補導委員について、現行がPTA会員のみとなっているものから、PTA会員並びに児童生徒の保護者も含めて幅広く補導員として委嘱が可能となるよう改正するものである。また、その他文言整理を行うものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第8号 習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

合田学校教育課長

議案第8号「習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。今回の改正は、令和5年度に市立の全小中高等学校が学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することに伴い、それぞれの管理規則において、学校評議員について規定している条文の削除の他、文言の整理等を行うものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。小学校及び中学校管理規則については、第10条の7を削除し、第9号から第11号様式に係る条項を改めるものである。

資料3ページ目を御覧いただきたい。高等学校管理規則についても、学校評議員に係る第54条の2を削除するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第9号 習志野市第2次学校施設再生計画の中間見直しについて

(教育総務課)

西郡学校教育部主幹

議案第9号「習志野市第2次学校施設再生計画の中間見直しについて」、説明する。習志野市第2次学校施設再生計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間であり、計画期間の中間時点において必要な見直しをするものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。中間見直しの内容は、資料記載の5点である。1点目は、鷺沼小学校の建替についてで、鷺沼地区土地区画整理事業の実施に伴い鷺沼小学校の移転建替えを行うこととするものである。そのため、令和5年度から令和7年度にかけて設計を実施する

旨「第2次学校施設再生計画実施計画」に新たに記載するものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。資料右側、「小学校」の「建替」欄の赤字箇所の「鷺沼小学校」が該当項目である。

資料1ページ目を御覧いただきたい。2点目は、プールの整備についてで、民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、今後、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際は、設計時に民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の要否や内容を判断することとする。3点目の特別教室及び体育館への空調設備の設置と、4点目のエレベーターの整備については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において設置目標が示されたことを受け、計画に記載するものである。5点目は、コスト削減の徹底についてで、学校施設再生計画に掲載したものを再掲載するものである、と概要を説明

小熊教育長

プールの整備に関連して、プールの授業時数については基本的な時数があるのか、また、一般的にはどれぐらいの時数が実施されているのか、補足して説明していただきたい、と質問

西郡学校教育部主幹

プールの授業については、小学校で各5回の計画を立て、それぞれ2単位の時間の授業をすることで合計10時間の計画がされていると聞いている。今年度は、大久保小学校において、建替の関係で民間のプール施設を使用しており、小学校1年生から小学校6年生まで3回授業を実施している。6年生についてのみ、着衣泳の授業を1回加えて合計4回実施している、と回答

小熊教育長

プールの授業の回数が足りていないのではないかとの声もあると思うが、その点について補足して説明していただきたい、と質問

本間指導課長

学習指導要領では、水中での安全に関する知的な発達を目的とする旨の記載があるものの、水泳指導の授業時数についての上限や下限についての授業時間数の規定はなされていない。学校の中にプール施設がない場合には、校外の施設を使うことも可能で、授業時数も決まっていないというところから、各校では天候等を鑑みて10時間程度を確保して実施しているところである、と回答

小熊教育長

現状、自校のプールでも、校外のプールを借りて授業を実施する場合でも、基本的には十分に水泳指導がなされているという理解でよいか、と質問

本間指導課長

学校のプールであっても校外のプールであっても、水泳指導がきちんとされているという認識である、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(5)ないし(7)及び議案第10号については非公開＞

報告事項(5) 臨時代理の報告について(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の管理主事(幼稚園に係る者)の任免について) (学校教育課)

報告事項(6) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について) (学校教育課)

報告事項(7) 臨時代理の報告について(習志野市立習志野高等学校の教頭の任免について) (学校教育課)

議案第10号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について (教育総務課)

報告事項(5)ないし(7)は終了した。

中野教育総務課長

議案第10号「習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について」、概要を説明

採決の結果、議案第10号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言